

京都府ごみ処理広域化プラン

令和5（2023）年12月
京 都 府

目 次

第1章 広域化プランの基本的事項.....	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画期間.....	3
3 対象施設.....	3
第2章 ごみ処理の現状、前計画の評価及びごみ総排出量等の将来予測.....	4
1 ごみ処理の現状.....	4
2 前計画の評価.....	7
3 ごみ総排出量及び焼却処理量の将来予測.....	12
4 ごみ焼却施設の更新計画等.....	13
第3章 新たな広域化プランの基本方針.....	14
第4章 新たな広域化ブロック区割り及び処理体制.....	15
1 広域化ブロック設定の考え方.....	15
2 広域化ブロック区割り.....	15
3 広域化ブロック別におけるごみ総排出量及び焼却処理量の推計.....	17
4 新たなごみ処理体制の考え方.....	18
5 各ブロックにおける処理体制.....	20
第5章 広域化の推進.....	24
1 広域化によるごみ処理の将来像.....	24
2 各主体の役割.....	25
3 広域化プランの進行管理.....	25
資 料.....	26
資料1 ごみ焼却施設一覧.....	27
資料2 粗大ごみ処理施設一覧.....	28
資料3 資源化等を行う施設一覧.....	29
資料4 最終処分場一覧.....	30
参考1 ごみ総排出量及び焼却処理量の推計について.....	31
参考2 ごみ焼却施設の稼働状況一覧.....	32

第1章 広域化プランの基本的事項

1 計画策定の趣旨

(1) 我が国におけるごみ処理の状況について

ごみ処理の広域化については、平成9（1997）年、厚生省が「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成9年通知」という。）を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化に係る計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することとなった。

平成9年通知の発出後、各都道府県において広域化計画が策定され、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）に向けた取組が進められた結果、全国のごみ焼却施設数は、平成10（1998）年度の1,769施設から平成28（2016）年度には1,120施設と4割減少した。

また、全国のごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量は、平成10（1998）年の1,550g-TEQ/年から、平成28（2016）年には24g-TEQ/年と大幅に削減され、目標である33g-TEQ/年を達成し、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げることができた。

一方で、平成9年通知から20年以上が経過し、我が国では人口減少・少子高齢化が進み、ごみ処理を取り巻く状況が大きく変化していることから、平成31（2019）年、環境省が「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下「平成31年通知」という。）を発出した。

人口減少・少子高齢化が進捗する中、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制のあり方を検討することが必要となっていることから、都道府県は、市町村と連携して持続可能なごみの適正処理の確保に向けた広域化計画を策定することが求められている。

(2) ごみ処理に関する国の主な動向について

ごみ処理に関する国の主な動きとしては、平成7（1995）年、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）の制定によるプラスチックを含む一般廃棄物の減量と資源の有効活用が進められるなど、1990年代には、各種リサイクル制度の構築が推進されてきた。

また、こうした中、令和5（2023）年6月30日に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、基本的理念として、①基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化、②災害時も含めた持続可能な適正処理の確保、③脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組を掲げている。

さらに、令和12（2030）年度までに温室効果ガス46%削減を目標とした「地球温暖化対策計画」の閣議決定をはじめ、令和元（2019）年10月、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）の施行、令和2（2020）年7月からのレジ袋の有料化の開始、令和4（2022）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行されるなど2000年代以降は、循環型社会の形成を目指した各種リサイクル制度の充実や3Rの取組が推進されている。

(3) 京都府におけるごみ処理広域化の現状及び計画策定の目的について

本府では、平成 9 年通知を踏まえ、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、平成 11 (1999) 年 3 月、「京都府ごみ処理広域化計画」(以下「前計画」という。)を策定し、ごみ処理の広域化を推進してきたところである。

前計画では、ダイオキシン類の排出削減対策の効果として、平成 10 年度のダイオキシン類排出量は 12g-TEQ/年、平成 30 年度は 0.69 g-TEQ/年と推定し、90%以上の削減を見込んでいたところ、その後のごみ焼却施設の集約化の取組や排ガスの高度処理等の改善が進んだことにより、平成 30 年度のダイオキシン類排出量は 0.04g-TEQ/年、令和 2 年度のダイオキシン類排出量は 0.06g-TEQ/年であり、平成 10 年度比で、それぞれ 99%削減された。

このようにダイオキシン類の排出削減は目標達成に至ったほか、ごみ焼却施設の集約化についても、ごみ排出量の削減、市町村合併や新たな一部事務組合の設立により一定進んだところである。

こうした中、本府では、環境省からの平成 31 年通知を踏まえ、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めるため、令和 4 (2022) 年 9 月、府、市町村、一部事務組合、広域連合及び学識経験者で構成する「ごみ処理広域化計画に係る仮ブロック別市町村会議」を開催することとし、新たに設定した 4 つの仮ブロックでの意見を踏まえて、新しい「京都府ごみ処理広域化プラン」(以下「本計画」という。)を策定し、広域化・集約化に関する基本的な考え方を示すこととした。

なお、本計画においては、平成 31 年通知を踏まえ、ごみ処理の広域化を「広域化」といい、ごみ処理施設の集約化を「集約化」という。

2 計画期間

令和 5 (2023) 年度から令和 12 (2030) 年度までを計画期間とする。

3 対象施設

対象とするごみ処理施設は、市町村等が施設整備に関与するごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設及び最終処分場とする。

第3章 新たな広域化プランの基本方針

本府においては、前計画以降、広域化・集約化により、焼却時の余熱を利用したエネルギー回収量が増加し、資源化等による最終処分量の減少も進んでいるところである。

しかしながら、前計画から20年以上が経過し、人口減少・少子高齢化、厳しい財政状況、気候変動問題や頻発・甚大化する災害への対応も喫緊の課題となっている。

したがって、本府では、環境省の平成31年通知のごみ処理の広域化方針を踏まえ、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、市町村等との緊密な連携の下、次の考え方にに基づき新たな広域化計画を策定し、前計画における広域化ブロック区割りを見直すとともに、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するものとする。

(1) 持続可能な適正処理の確保

市町村等の厳しい財政状況、ごみ処理施設の老朽化、担い手不足、廃棄物処理の非効率化が懸念されているため、持続可能な適正処理を確保できる体制づくりを推進していく必要がある。

(2) 気候変動対策の推進

気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化が懸念されているため、廃棄物処理についても温室効果ガスの削減に配慮することが重要である。

(3) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

廃棄物系バイオマスの利活用は、地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、温室効果ガスの排出削減にも資するものである。

(4) 災害対策の強化

広域的な廃棄物処理体制の構築に向けては、関係団体・市町村等間での災害協定の締結等による連携の強化、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努めることが重要である。

(5) 地域への新たな価値の創出

広域化・集約化により、社会インフラとしてのごみ処理施設の機能を一層高め、地域循環共生圏の核となり得る施設整備を推進し、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要である。

第4章 新たな広域化ブロック区割り及び処理体制

1 広域化ブロック設定の考え方

広域化ブロックの設定に当たっては、市町村等の意向や環境省の平成31年通知を踏まえ、次の考え方に基づき設定することとする。

なお、広域化ブロックの適用・運用に当たっては、施設の更新時期や処理の効率性、最新技術の適用など様々な要因や社会情勢の変化への対応を重視し、広域化ブロックの枠を越えた自治体連携も行えるよう柔軟に適用・運用することとする。

- ◇ ごみの焼却については、原則として100t/日以上全連続燃焼式ごみ焼却施設の設置が可能であること。
- ◇ 市町村等の意向をはじめ、広域市町村圏等の既存行政ブロックの枠組、様々な行政分野における広域連携の取組等を考慮すること。
- ◇ 人口減少に伴うごみ排出量の減少等の社会的要因、地域経済・生活圏、主要道路の整備状況など地理的要因を考慮すること。

2 広域化ブロック区割り

上記「1 広域化ブロック設定の考え方」を踏まえ、これまでの広域化の取組状況、本府独自に推計した焼却処理量の推移、災害廃棄物処理対策の取組状況等を勘案して、広域化ブロック区割りについては、表2のとおり4ブロックを設定した。

表2 広域化ブロックの概要

ブロック名	構成市町村等	ごみ焼却施設 (※1)		人口(人) (※3)	面積 (km ²)
		施設数	現有能力 (t/日)(※2)		
丹後・中丹	福知山市、舞鶴市、綾部市、京丹後市、宮津与謝環境組合	6	413	280,970	2,086
南丹	亀岡市、船井郡衛生管理組合	1	120	131,619	1,144
京都市	京都市	3	1,600	1,388,807	828
山城	乙訓環境衛生組合、城南衛生管理組合、京田辺市(※4)、木津川市精華町環境施設組合、相楽東部広域連合、枚方京田辺環境施設組合(※4)	6	754	710,098	554
京都府合計	全域	16	2,887	2,511,494	4,612

※1 ここでは、綾部市のRDF化施設を含む。

※2 令和3年度一般廃棄物処理事業実態調査結果(令和5年4月現在)

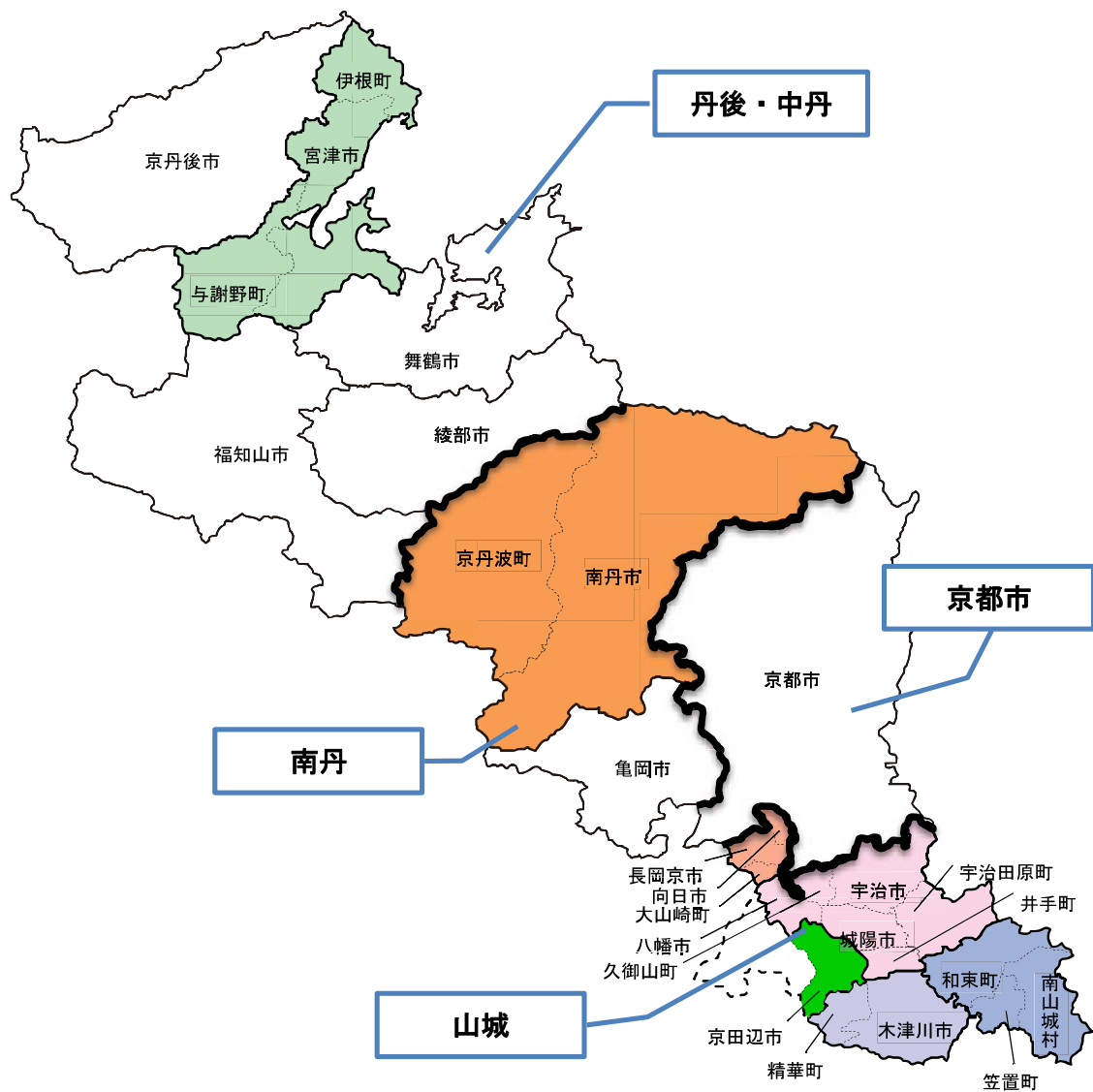
※3 住民基本台帳に基づく人口(令和4年1月1日現在)

※4 枚方京田辺環境施設組合による新ごみ焼却施設が、令和7(2025)年度末から稼働予定

表3 一部事務組合・広域連合の構成市町村

一部事務組合・広域連合名	構成市町村名
宮津与謝環境組合	宮津市、伊根町、与謝野町
船井郡衛生管理組合	南丹市、京丹波町
乙訓環境衛生組合	向日市、長岡京市、大山崎町
城南衛生管理組合	宇治市、城陽市、八幡市、 久御山町、宇治田原町、井手町
枚方京田辺環境施設組合	京田辺市、大阪府枚方市
木津川市精華町環境施設組合	木津川市、精華町
相楽東部広域連合	笠置町、和束町、南山城村

図7 広域化ブロック概要図

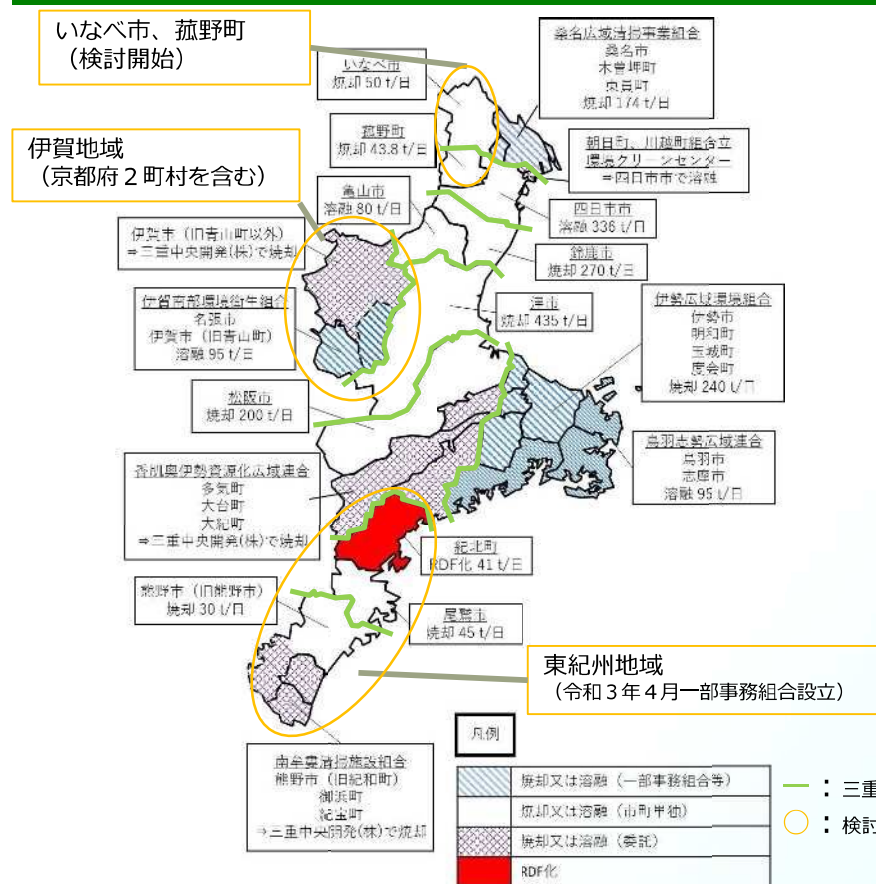


(4) 山城ブロックの施設整備計画

ごみ焼却施設	
現状	・平成 30（2018）年 9 月から、木津川市精華町環境施設組合の環境の森センター・きづがわが稼働したところである。 ・相楽東部広域連合の相楽東部クリーンセンターが、平成 31（2019）年 4 月から休止中であり、府外民間事業者処理を委託している。 ・令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度まで、城南衛生管理組合のクリーン 21 長谷山が長寿命化工事を実施予定である。 ・広域化により京田辺市施設に代わり、枚方京田辺環境施設組合の新施設が、令和 7 年度末から稼働予定である。 ・ごみ焼却施設一覧については、資料 1 のとおりである。
課題	・プラスチック資源循環法への対応、それに伴う焼却ごみ組成の変化への対応が、脱炭素時代におけるごみ焼却施設の整備に当たっての重要な課題である。 ・相楽東部クリーンセンターが休止中であるため、今後の廃棄物処理体制づくりが喫緊の課題である。 ・更なる広域化に向けては、域内の道路状況等に応じた中継施設の整備等が課題となる。 ・保守点検、緊急時の対応、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保のため、ごみ処理の相互支援体制づくりが課題である。
広域化の考え方	【計画期間内の整備計画（令和 12（2030）年度目途）】 ・府域を越えた広域化を含め、既に一部事務組合等で広域的対応が進んでいる状況を踏まえ、当面は、現有施設の使用や処理委託を継続しつつ、広域処理に向けて検討を実施するものとする。 【将来の処理形態（令和 13（2031）年度以降）】 ・広域処理に向けては、引き続き検討を継続するものとする。 ・将来の処理方式については、施設整備の際に最も適切なものを選定するものとする。
粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、最終処分場	
現状	・粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設及び最終処分場一覧については、資料 2～4 のとおりである。
課題	・資源ごみについては、広域化ブロック内で分別品目・基準の統一化が課題である。 ・地域の特性に応じた廃棄物系バイオマスのマテリアル利用及びエネルギー回収の推進 ・最終処分場の確保が課題である。
広域化の考え方	・リサイクル施設及び最終処分場の整備についても、連携に向けて引き続き検討を継続するものとする。

④三重県循環型社会形成推進計画（抜粋）

三重県のごみ処理の広域化の状況について



県内のごみ処理施設の推移 (施設数・処理能力)

		H9	H19	R5
焼却処理 施設	30t/日未満	24	10	0
	30～50t/日	7	6	3
	50～100t/日	0	1	4
	100～300t/日	7	8	7
	300t/日以上	1	1	1
	合計	44	26	15
ごみ燃料化施設		0	7	2
合計		44	33	17

		H9	H19	R5
能力合計 [t/日]	焼却処理施設	2,487	2,419	2,094
	ごみ燃料化施設	0	485	41
	合計	2,487	2,904	2,135

三重県循環型社会形成推進計画（R3.3）（抜粋）

県内では広域連合や一部事務組合による広域でのごみ処理が進んでいるところですが、少子高齢化・人口減少などを見据えつつ、市町の事情を踏まえ、各々の意思決定に基づき、その方向性を決定していく自治事務の基本にのっとり、市町の意向を十分に斟酌しながら、県として必要な協力、調整を行っていきます。



「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要

第204回通常国会で成立
令和3年6月11日公布
令和4年4月1日施行

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

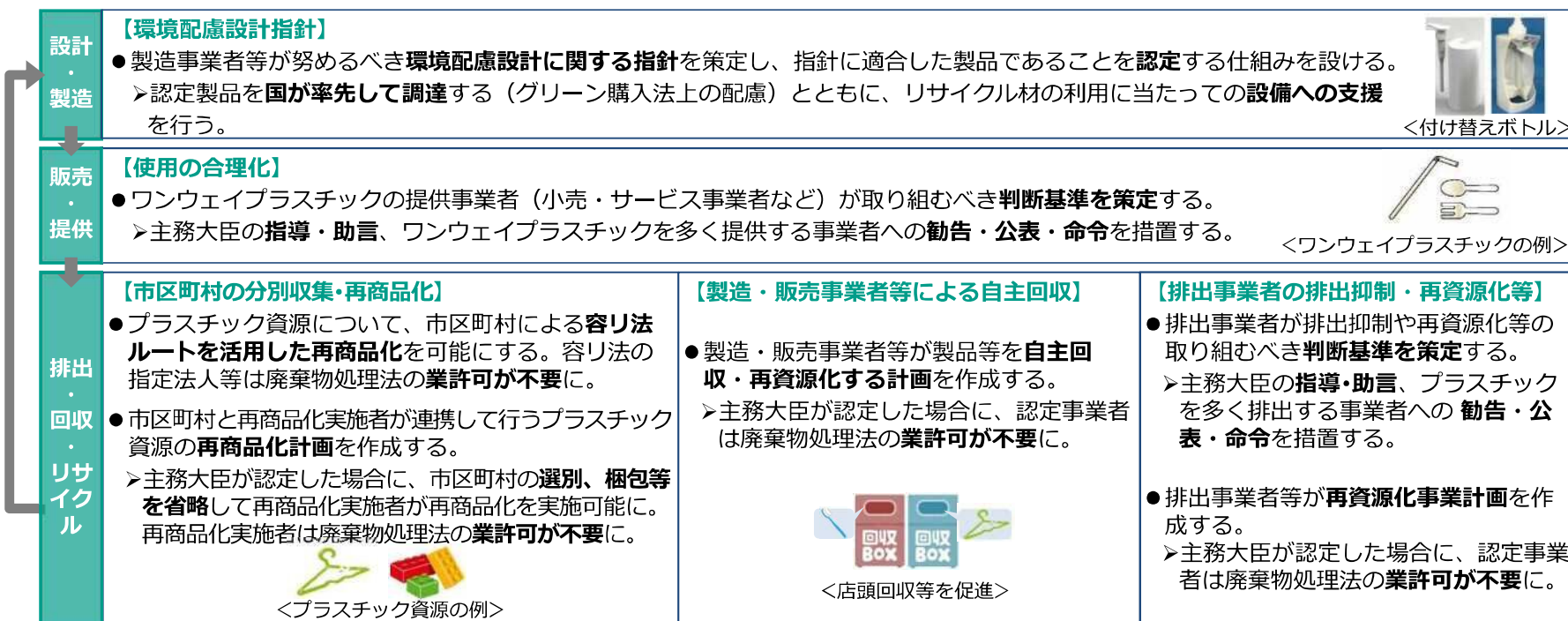
- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項



↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

プラスチックの**ライフサイクル全般**での**3 R**や再生素材・再生可能資源（紙・バイオマスプラスチック等）への切り替えを進め、**サーキュラーエコノミーへの移行**を加速。

G20 大阪 ブルー オーシャン ビジョン



海の新たな汚染ゼロの
世界の実現

2050年カーボン ニュートラル



温室効果ガス排出量を全体として
ゼロにする

プラスチック 資源循環戦略



マイルストーンの達成を目指す

- 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
- 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- 2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用
- 2030年までにプラスチックの再生利用を倍増
- 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

①設計・製造段階

環境配慮製品を国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けに、構造・材料（素材代替・再生プラの利用など）を**設計指針**として明示。
- **同種の製品と比較して特に優れた製品**について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。

<環境配慮製品の例>



リデュース：付け替えボトル



リサイクル：易解体性



代替素材：100%リサイクル素材

②販売・提供段階

使い捨てプラの使用を合理化し、ライフスタイル変革を加速

- **ポイント還元や有料化、代替素材への転換**などの取組を選択・実施。
- 多量提供事業者の要件は年間提供量が5 t以上（小売店の場合は10店舗程度の事業規模に相当）。

小売店や飲食店等			
● フォーク	● スプーン	● ナイフ	
● マドラー	● ストロー		
宿泊施設			
● ヘアブラシ	● くし	● かみそり	
● シャワーキャップ	● 歯ブラシ		
クリーニング店、小売店			
● ハンガー	● 衣類用カバー		

※事業活動の一部で上記の業種に属する事業を行っている場合は対象となる。3

③排出・回収・リサイクル段階

あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを促進

		これまで		これから
家庭	容器包装	リサイクル	➡	リサイクル
	プラスチック製品	燃えるごみ等	➡	リサイクル
産業廃棄物		適正処理	➡	3R

＜市町村によるプラスチック資源の分別収集のイメージ＞

同じ素材なのに
リサイクルできる/できないが異なり
わかりにくい



容器包装
(リサイクル)



プラスチック製品
(燃えるごみ等)

わかりやすい分別

プラスチック資源の回収



プラスチック資源
(リサイクル)

円滑・適確に**事業者・自治体・消費者による取組**が実施されるよう**支援措置**をR4年度予算に反映。国としても着実な制度運営に取り組む。

2030年までにサーキュラーエコノミー関連ビジネス市場規模 **80 兆円以上**を目指す。

第五次循環型社会形成推進基本計画 ～循環経済を国家戦略に～ 概要

第五次循環型社会形成推進基本計画について①

循環型社会形成推進基本計画（循環計画）とは

- 循環型社会形成推進基本法（2000年制定）に基づき、**循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの**。概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として策定。

今回の計画（第五次計画）

- 循環経済への移行を前面に打ち出す
- 気候変動や生物多様性保全といった**環境面**に加え、**産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献**

将来世代の未来につなげる**国家戦略**として策定

第四次計画(2018)

環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上

第三次計画(2013)

- ①リサイクルに加え、リデュース・リユースにも着目した施策の強化
- ②東日本大震災への対応

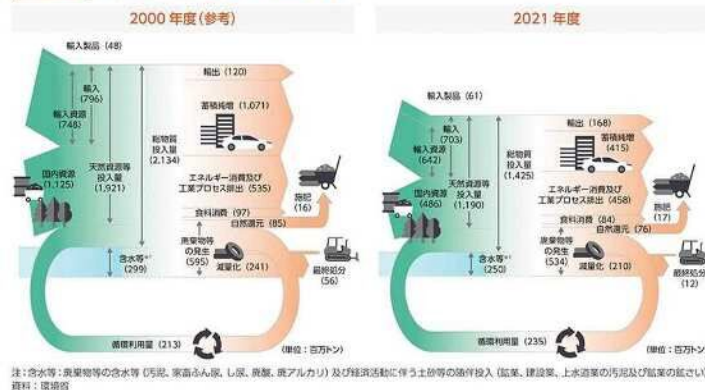
第二次計画(2008)

- ①低炭素社会、自然共生社会との統合的な取組
- ②地域循環圏の構築
- ③国際的な循環型社会の構築

第一次計画(2003)

循環利用率・資源生産性・最終処分量の数値目標を設定
物質フロー※の考え方の導入

図3-1-1 我が国における物質フロー（2021年度）



経済・社会面に着目した施策の展開

環境面に着目した施策の展開

第五次循環型社会形成推進基本計画について②



改定の背景およびポイント

- 循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する**循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行を推進することが鍵。
- 循環型社会形成のドライビングフォースとなる「**循環経済**」への移行は、**気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現**にも資するもの。
- また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「**新たな成長**」を実現し、地上資源基調の「**ウェルビーイング/高い生活の質**」を実現するための重要なツール。
- こうした認識の下、**今回の改定では、循環経済への移行に関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として本計画を策定。**



循環型社会のドライビングフォースである循環経済

ネット・ゼロ・
ネイチャーポジティブ

経済安全保障

産業競争力強化

地方創生・質の高い
暮らし

第五次循環型社会形成推進基本計画について③



計画の構成

< 1 > 我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋（循環経済先進国としての国家戦略）

< 2 > 循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性

< 3 > 目指すべき循環型社会の将来像

< 4 > 各主体の連携と役割

< 5 > 国の取組

5つの柱
（重点分野）
ごとに提示

< 6 > 循環型社会形成のための指標及び数値目標

< 7 > 計画の効果的実施

循環型社会の全体像に関する指標
及び取組の進展に関する指標を設定

5つの柱（重点分野）

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

2. 資源循環のための事業者間連携による
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

3. 多種多様な地域の循環システムの
構築と地方創生の実現

4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

第五次循環基本計画における指標の考え方

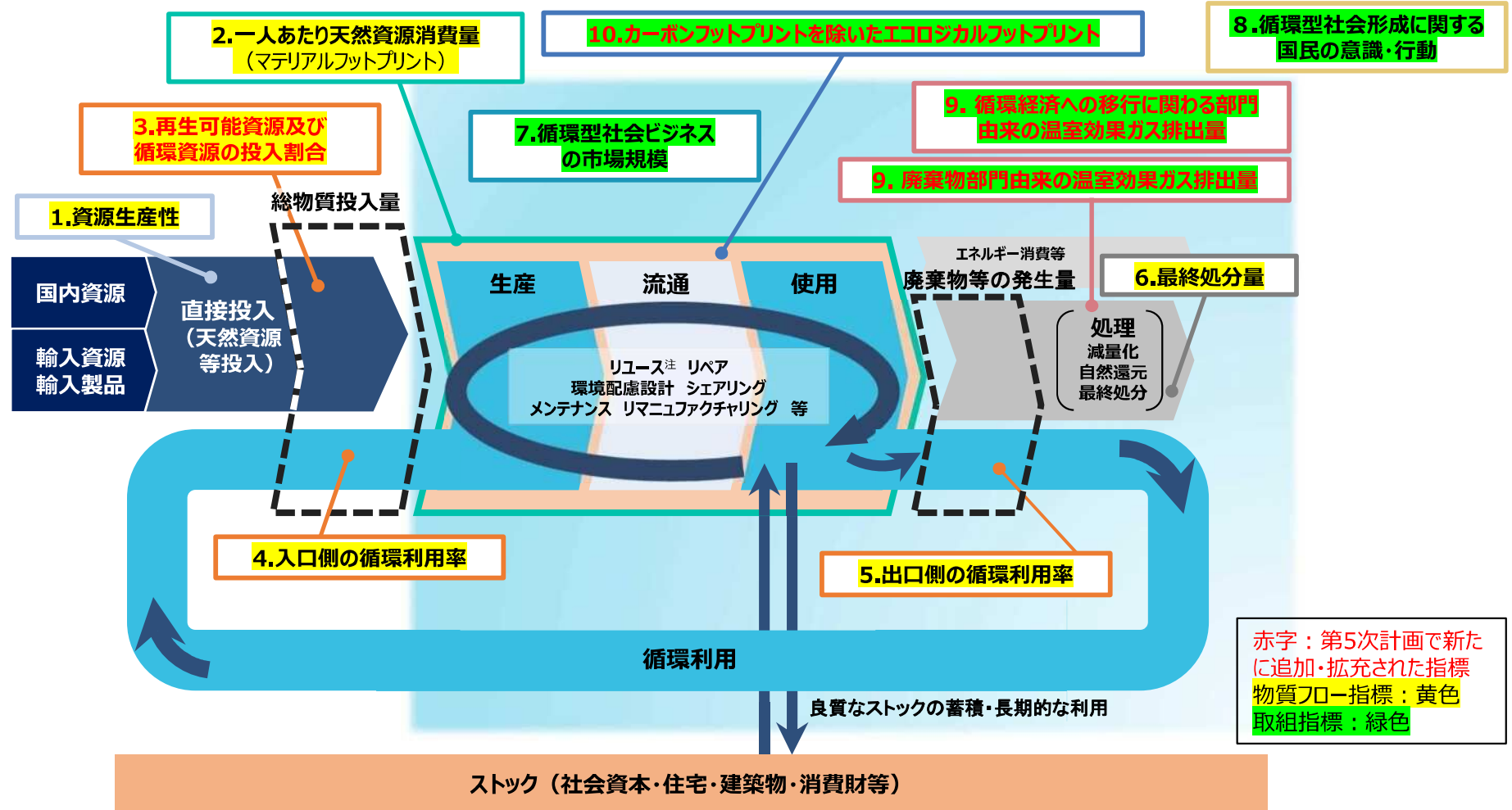


- 「循環型社会の全体像に関する指標」と5つの柱（重点分野）別に「循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標」を設定。
- 政策効果を分かりやすく把握できる指標数に絞って整理。（進捗点検では、要因分析のために行政事業レビューの結果等を用いて取組状況や政策効果を把握する。）

	指標の種類	
循環型社会の全体像に関する指標	物質フロー指標	どれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかその全体像を的確に把握するため、「もの」の流れ（物質フロー）の3つの断面である「入口」、「循環」、「出口」を代表して設定した指標
	取組指標	物質フロー指標では表すことのできない、国・事業者・国民による循環型社会形成のための取組の進展度合いを計測・評価するための指標
循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標 （5つの柱（重点分野）別の指標）	—	5つの柱（重点分野）ごとに、示されている方向性の達成状況を示す指標

循環型社会に関する全体像の指標（概要）

- どれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかというものの流れ（物質フロー）の断面や各種取組の進展を測る、循環型社会に関する全体像の指標として10指標を設定。



※ 投入された物質のうち、輸出（製品等）、消費（食料・エネルギー）されるものもあるが、単純化のためこの図では省略している。
 注 統計上、一部は循環利用としてカウントされている。

我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋（循環経済先進国としての国家戦略）



- 資源循環への対応は、環境面のみならず、経済・社会面からも重要な社会的課題。
- 循環経済への移行に国家戦略として取り組み、環境制約、産業競争力強化・経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決。

主な課題・背景

主な政策的対応

実現される将来像

環境制約への対応	気温上昇・種の絶滅が加速	・ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブとの統合的施策（資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能） ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策	・資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制 ・気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決（シナジー推進） ・環境負荷と経済成長の絶対的デカップリング
産業競争力強化・経済安全保障	バッテリー・自動車・包装材等で再生材利用強化の動き 世界資源需要増で資源獲得競争、鉱物等資源の価格高騰と供給懸念	・環境配慮設計・高度な再資源化で再生材の利用・供給拡大 ・バリューチェーン循環性等の国際ルール形成主導 ・輸入した鉱物・食料等の資源を最大限循環利用 ・鉱物等の国内外一体的な資源循環を強化	・ライフサイクル全体で徹底的な資源循環の実現 ・国内外一体の資源循環体制構築 ・製品・サービスの競争力を向上 ・我が国の国際的なプレゼンスを向上
地方創生・質の高い暮らし	地域経済の縮小、人口減少・少子高齢化、空き家・空き店舗等 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却が必要	・地域の特性を活かした資源循環システムの構築 ・地方公共団体が連携協働を促進 ・再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッションロス削減等でライフスタイルを転換	・地場産業の振興や雇用創出、コミュニティの再生など、地域課題の解決 ・地域資源の特性を生かした魅力ある地域づくり ・多様な選択肢の中で行動・ライフスタイルを転換し質の高い暮らしを実現

⑦国が示す施設規模算定基礎数値の上限値について

環循適発第 2409052 号

令和 6 年 9 月 5 日

各都道府県

廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課長

（ 公 印 省 略 ）

令和 10 年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画 1 人 1 日平均排出量について（通知）

一般廃棄物行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

一般廃棄物処理施設に関しては、平成初期の頃のダイオキシン類対策の際に集中的に更新が行われ、その当時更新した施設が老朽化し更新期を迎えるなど、現在、全国的に更新需要が増大している。これに伴い、地方自治体の一般廃棄物処理施設整備を支援する循環型社会形成推進交付金等の要望額も今後、更なる増加が見込まれている。こうした状況を踏まえ、今後の新たな施設整備にあたっては、ごみ処理量の減少や施設の集約化など将来の見通しに即した施設規模の適正化や、施設規模に応じた施設整備コストの最適化を推進するための中長期を見据えた対策が必要となることから、令和 6 年 3 月 29 日付環循適発第 24032920 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（以下「整備規模通知」という。）の中で、令和 10 年度以降に新たに着工する循環型社会形成推進交付金等の交付対象となる事業について、一般廃棄物焼却施設の整備規模の算定の基本的な考え方を明記したところである。

整備規模通知において計画 1 人 1 日平均排出量に関し、「令和 10 年度以降に新たに着工する事業は計画 1 人 1 日平均排出量について、一定の考え方に基づき上限値を設定する」としていたところ、今般、令和 6 年 8 月 2 日に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、この上限値の設定について定め、以下にその基本的な考え方を記すので、貴管内市町村、一部事務組合、広域連合及び民間事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき事業を実施する民間事業者）（以下「市町村等」という。）に対して周

知願いたい。

記

令和 10 年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画 1 人 1 日平均排出量の上限值の設定について

(1) 計画 1 人 1 日平均排出量について

計画 1 人 1 日平均排出量は、一般廃棄物焼却施設で焼却する可燃物を対象とする。

(2) 計画 1 人 1 日平均排出量の上限值について

令和 6 年 8 月 2 日に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画における、「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現に関する指標」において、1 人 1 日当たりごみ焼却量の令和 12 年度（2030 年度）目標を令和 2 年度（2020 年度）比で 16%減の約 580g としていることを踏まえ、それぞれの市町村等における令和 2 年度（2020 年度）の実績に対して 16%減じた数値と 580g とを比較して大きい方の数値を上限值として設定することとする。

なお、複数の市町村等で施設整備をする場合については、構成市町村の想定人口で加重平均した計画 1 人 1 日平均排出量が対象となる。

(3) 計画 1 人 1 日平均排出量の上限値の適用について

生活系ごみ処理有料化（可燃ごみ処理の有料化）を実施済又は実施予定の場合※¹（施設の稼働までに有料化が見込まれる場合に限る）は、（2）で定める上限値を適用しないものとする。また、令和 7 年度（2025 年度）以前において、平成 24 年度（2012 年度）に対して排出量（一般廃棄物焼却施設で焼却する可燃物の総量）又は 1 人 1 日平均排出量を 16%削減している場合についても、（2）で定める上限値を適用しない※²。

※¹ 複数の市町村等で施設整備をする場合は、構成するすべての市町村等が生活系ごみ処理有料化（可燃ごみ処理有料化）を実施済又は実施予定の場合。

※² 令和 7 年度以前において、平成 24 年度に対して排出量又は 1 人 1 日平均排出量を 16%削減している条件の適用は令和 12 年度（2030 年度）着工までの施設に限るものとする。

(4) 計画 1 人 1 日平均排出量の実績について

整備規模通知において、ごみの計画 1 人 1 日平均排出量は、「当該施設における処理対象となるごみの計画 1 人 1 日平均排出量は、当該施設で処理を対象とするごみにおける、原則直近の 1 人 1 日当たりのごみ排出量の実績を基礎とし」と

されていることを踏まえ、計画 1 人 1 日平均排出量の上限值を算出するための令和 2 年度（2020 年度）の実績については、一般廃棄物処理事業実態調査（令和 2 年度）にて報告のあった処理施設別ごみ搬入量の状況（令和 2 年度実績）の焼却施設における搬入量を計画収集人口で除した数値とする。

https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r2/index.html

（５）その他

観光地等で、1 人 1 日平均排出量が増加傾向にあるなど、計画 1 人 1 日平均排出量の上限值を達成することが困難な理由が存在する場合については、例えば排出量の現状及び将来予測や観光客の見通し、ごみ排出削減施策及び施策導入により見込まれる効果などについて、公開情報等をもとに理由書を作成し協議することが可能である。

本通知に定める内容については、ごみ処理を取り巻く社会状況の変化、循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改定などを踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

(参考) 計画 1 人 1 日平均排出量の上限值算出に用いる令和 2 年度実績の具体的な算出方法

(1) 以下の HP より市町村集計結果(ごみ処理状況)をダウンロードする。

https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r2/index.html

(2) ダウンロードしたエクセルファイルの「施設区分別搬入量内訳」シートにおける焼却施設の欄の数字を「ごみ処理概要」シートにおける計画収集人口と年間日数で除した数値となる。

(3) 令和 2 年度(2020 年度)の実績を用いて全国平均を算出すると、約 689 g となる。

$$31,885,761(\text{t}) \times 1,000 \times 1,000 / (365(\text{日}) \times 126,733,121(\text{人})) = 689.3(\text{g}/\text{人} \cdot \text{日})$$